

**田上町立小・中学校における
教員の勤務時間の上限に関する方針**

**令和2年9月
田上町教育委員会**

はじめに

これまで、学校は、とても大きな成果と数多くの知見を生み出してきました。これらは、教員一人一人の使命感に支えられた不断の努力の結晶であり、教師の専門性を十分に発揮してきたことの賜物です。

今の学校では、児童生徒に生きる力を身に付けさせること、いじめの問題などの課題に向けた確実な取組を推進すること、特別な支援を要する児童生徒に一層きめ細かな対応にあたること等、教員に課せられる業務が年々増大しており、多様化・複雑化しています。さらに、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域における活動の基盤となる知識基盤社会を迎え、それらをめぐる変化の速さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会の変化が人間の予測を超えて進展しています。このように、学校を取り巻く環境は激しく変化しており、それが、教員に長時間勤務という深刻な状況をつくり出し、解消すべき社会問題のひとつになっています。

各学校は、児童生徒等に対して、教師が効果的な教育活動を持続的に推進できる職場環境づくりを目指さなければなりません。そのためには、教師の業務負担の軽減を図って、限られた時間の中で授業改善を具体化したり、児童生徒等に接する時間を十分に確保したりできる学校にするために、これまでの業務を見直して軽減しなければなりません。業務負担の軽減によって、教師は、学校、学級、教科の経営並びに授業に係る指導力を向上させるだけでなく、生活の質や教職人生を豊かにすることで教師の人間性や創造性を高めることが可能になります。

本方針は、文部科学省公示「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年1月）」並びに新潟県教育委員会の「県立学校における教員の勤務時間の上限に関する指針（令和元年12月）」を受けて策定したものであり、田上町教育委員会と田上町立小・中学校の取組の方向性並びに取組の具体等を示しています。

本方針に基づいて、田上町に勤務する教員一人一人が意識改革を図り、自信とゆとりをもって児童生徒の前に立っていただくことを強く期待しております。

田上町教育委員会 教育長 安中 長市

I 田上町立小・中学校の勤務実態

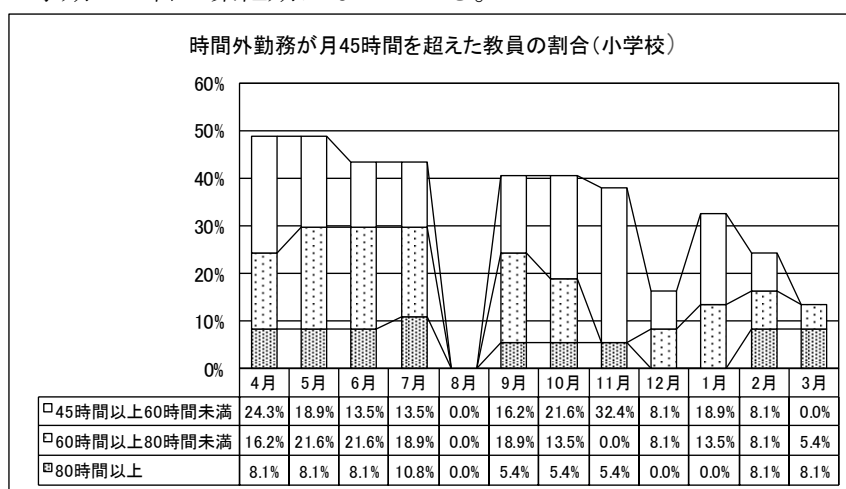
田上町は、平成30年4月から、教員一人一人が所定の勤務時間以外の時間に業務に従事した時間（以下「時間外の勤務時間」という。）を自ら出退校簿に記録することで、時間外の勤務時間の削減につなげることを促してきた。

田上町立小・中学校の全教員（非常勤等は除く）を対象にして、平成31年度4月から令和2年3月までの1年間における時間外勤務を調査した。その結果は、以下のとおりである。

1 月別の勤務状況（平成31年度の出退校簿より）

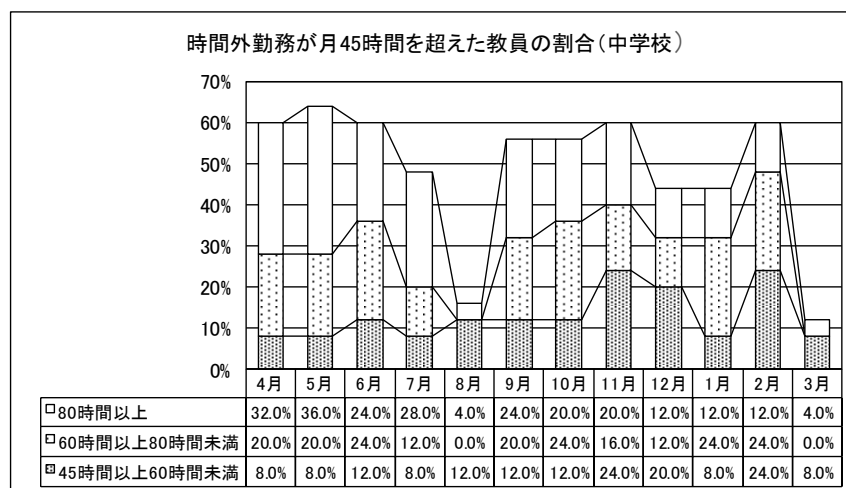
（1）小学校における時間外の勤務

時間外の勤務時間が月45時間を超えた教員の割合は1学期が最も多く、学期が進むにつれ減少する傾向にある。年度の教育計画や分掌計画の作成、学級事務などが同時期に集中するため、1学期が一番の繁忙期になっている。



（2）中学校における時間外の勤務

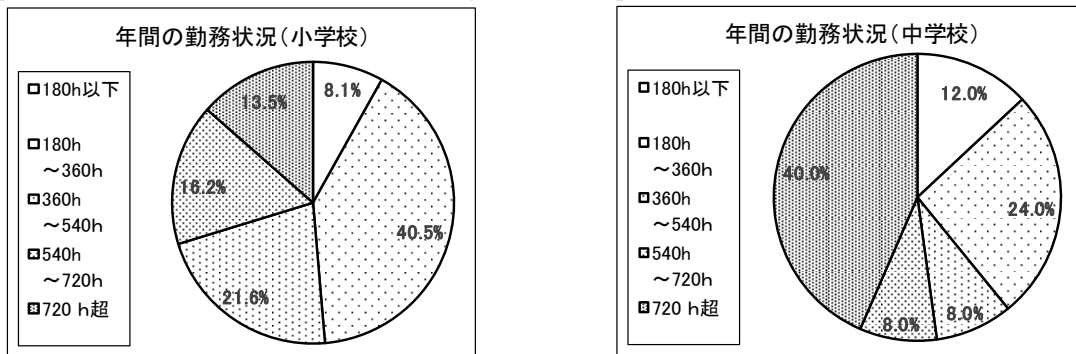
8月と3月を除いて、時間外の勤務時間が月45時間を超えた教員の割合は40パーセント以上であり、時間外の勤務が慢性化し、深刻な状況にある。部活動に係る業務が、時間外の勤務を増加させる大きな要因となっている。



2 年間の勤務状況（平成31年度における出退校簿より）

平成31年度に、時間外勤務の勤務時間が年360時間を超えた教員の割合は、小学校では51.4%、中学校では56.0%であった。

時間外勤務の勤務時間を「180h以下」「180h～360h」「360h～540h」「540h～720h」「720h超」で分類すると、以下のようになる。「720h超」の割合の多さは、大きな問題である。



小学校、中学校ともに、ほぼ同じ教員が時間外の長時間勤務を繰り返している現状がある。

3 課題

- (1) 教員は、強い使命感をもって業務を推進しており、どうしても、限られた時間の中で業務を遂行するという意識は薄くなりがちである。家庭生活の充実等の観点からワーク・ライフ・バランスを浸透させる仕組みを導入しなければならない。
- (2) 不登校児童生徒やいじめ事案等に係る児童生徒並びに保護者等へのきめ細かな対応、授業改善に向けた校内研修、学習指導要領の趣旨を大切にされた不慣れな指導への対応等に追われて業務量が増加する。教員の業務を、やり甲斐と自信がもてる業務に改善しなければならない。
- (3) 町が雇用する人材（ALT、理科支援員、学校地域コーディネーター等）並びに学校教育を支援する仕組み（田上の12か年教育やコミュニティ・スクール等）の一層活用を検討しなければならない。

II 勤務時間の管理

田上町立学校においては、文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」並びに新潟県教育委員会の「県立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」に基づいて「田上町立小・中学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」を制定し、勤務時間の管理を行うものとする。

1 目標

- 1 時間外の勤務時間を1か月45時間以内にする。
 - 2 時間外の勤務時間を1年間360時間以内にする。
- を目標とする。

〔特例的な扱い〕

上記の1、2を時間外の勤務時間の上限とするが、「災害や事故等が生じて、早急の対応を要する場合」「いじめ等の重大事案が発生（その恐れがある）し、その対応が急務な場合」などは、

特例的な扱いとなる。

[在校時間から除かれるもの]

○自己研鑽の時間

管理職からの指示や児童生徒・保護者等からの直接的な要請等によるものでなく、日々の業務とは直接的に関連しない、業務外と整理すべきと考えられる自己研鑽の時間。例えば、所定の勤務時間外に、教師が幅広くその専門性や教養を高めるために学術書や専門書を読んだり、教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会に参加したり、自らの資質を高めるために資格試験の勉強をしたりする時間などが挙げられる。

○その他業務外の時間

所定の勤務時間の前後における時間のうち、業務とはみなされない活動を行った時間は、在校等時間から除く。例えば、出勤後に新聞を読んだり、読書したりする時間や所定の勤務時間終了後の夕食の時間、学校内で実施されるPTA活動に公務としてではなく参加している時間、地域住民等の立場で、学校で行われる地域活動に参加している時間等が挙げられる。

2 客観的な勤務時間の管理

小・中学校においては、当面、町が配付する「出退校簿」に出勤時間、退勤時間、年休時間、出張時間を記録して、時間外の勤務時間を管理することとする。この記録は、公務災害等が生じた場合等において重要となることから、3年間は学校で保存する。(障害補償や遺族補償に係る場合は5年保存)

校長は、複数月にわたって時間外の勤務時間が80時間を超える教員に面談を実施し、当該教員が抱える業務内容や進捗状況等を確認した上で、業務量を減らすための対策を講じたり、業務を効率的に遂行するための指導・支援に努めたりする。

また、校長は、毎月、「出退校簿」により把握した教員の時間外の勤務時間を町教育委員会に報告する。

III 時間外の勤務時間の削減並びにワーク・ライフ・バランスに向けた具体的な取組

1 学校閉庁日の設定

長期休業中に学校閉庁日を設定し、教職員が年次有給休暇や夏季休暇を合わせることで、体や心をリフレッシュすることができる比較的長い休暇を取得できる環境づくりを行う。

[学校閉庁日の期間] 長期休業中

[学校閉庁日の日数] 計5日間

※学校閉庁日には、原則学校に勤務者を置かず、部活動や学校行事は行わない。

2 出勤時刻の設定等

校種の特性を踏まえた上で、以下のように出勤時刻を設定することにより、教員の出勤時刻に対する意識を高め、時間外の勤務時間の減少につなげる。

〔出勤時刻〕	7時30分前には出勤しない。
〔定時退庁日〕	小・中学校ともに、週1回、残業しない日を設定し、17時30分までに退勤することを原則とする。

3 学校における電話対応ルール

これまで、勤務時間外であっても教職員が在校している場合は、長時間にわたって電話による対応に努めてきたが、これからは、勤務時間の適正化を図るために、以下のルールに基づいて小・中学校で統一した電話の対応とする。

〔朝の電話対応〕	7時45分から
〔放課後の電話対応〕	小学校 … 18時30分まで
	中学校 … 19時00分まで
※	上記の時間帯で、勤務している教職員がいる場合は電話対応にあたる。
※	上記の時間帯以外であっても、必要な場合は家庭と連携して対応しなければならない場合がある。

4 「田上町立学校の部活動に係る方針（平成30年8月）」の徹底

以下のことを大切にして、生徒にとっても、教員にとっても魅力ある部活動を目指していく。

- (1) 生徒の希望を踏まえて、生徒の自主的な参加を促す活動内容や体制づくりを推進する。
- (2) 各運動部において、複数顧問制による運営が可能となる部数を設置することに努める。
- (3) 地域との連携等を推進する。
 - ① 部活動指導員（単独での指導や引率が可能）の配置を検討する。
 - ② 学校運営協議会並びに田上町スポーツ協会との連絡・調整を推進する。

5 学校の教育活動を支援する人材等の配置

田上町が雇用する学校支援のための人材は次のようである（令和2年5月現在）。各校の実情に応じて人材活用を推進し、勤務時間の縮小と教育活動の充実を図る。

1 主な人材の配置

〔地域人材・資料の活用〕

- 各校に学校地域コーディネーターを配置し、地域学習を支援。
- 田上町の「キャリア教育資料」で、地域人材を紹介。

〔生活指導に係る業務の軽減〕

- 学校と連携して、訪問相談員が児童生徒並びに保護者への相談業務及び外部機関との連絡調整。
- 田上中学校内に通級教室を設置し、専門員1名を配置して個別指導業務。

〔ALT〕

- 各校に町雇用のALTを3名配置し、外国語活動、外国語、英語の授業でTT学習を支援する。また、幼稚園児と小学校1、2年生児童が英語に慣れ親しむことを促し、小学校3年生からの外国語活動との接続を円滑化。（小学校でALTが参加する授業の割合は、全学年で90%を超えている。）

[支援員]

- 小学校に10名、中学校に3名配置。(障がいの程度や学級数の増減によって配置人数の変更もあり得る。)

[特別支援教育担当者]

- 特別支援教育担当者を1名配置して、年中組から就学に係る保護者相談を実施し、一人一人に適切な就学支援。

[学校図書館司書]

- 各校に1名ずつ配置し、図書館内を使いやすいものにしたたり、図書の整理や貸し出しをしたりして、図書館教育支援。

田上町は、家庭、学校、地域をつなぐ「田上の12か年教育」を構想して、その実現に平成22年4月から取り組んでいる。幼・小・中の連携を縦軸に、家庭、学校、地域の連携を横軸にして、子どもの生活と学習の連続性を活かした「田上の子は田上で育てる」仕組みの構想である。

2 学校と町教育委員会とが連携する主な取組

[幼・小・中の教育の連鎖を形成する田上の12か年教育の取組]

- グランドデザインで全教員が努力すべき事項を明示し、一人一人の努力と創意の自覚を支援。
- 全県・全国的な各種検査等の分析結果を提供し、分析業務の軽減と各校の教育活動の充実を支援。
 - ・Web検査、全国学力状況調査、NRT検査等の分析結果を提供し、教育活動の評価と改善を支援。
- 田上町の児童生徒等を対象とする各種調査を実施してその分析結果を提供し、各校の教育活動改善を支援。
 - ・「田上の12か年教育」評価に係る授業評価等、全児童生徒並びに教員を対象としたアンケートを実施し、分析結果を提供。
 - ・養護教諭部会と連携して、児童生徒の基本的な生活習慣を身に付けさせる「たけのこカード」を年3回実施し、結果を共有化。
 - ・電子メディアとのかかわりを各家庭で点検して見直す「アウトメディアウィーク」を年3回実施し、結果を共有化。

[児童生徒の社会性を育む取組]

- 児童生徒の「なりたい自分」をみんなで応援する「田上っ子宣言」を推進。
- 一人一人の児童生徒が学んだことを振り返り、新たな学習や生活への意欲をつなぐ「キャリア・パスポート」を支援。
- 児童生徒の田上の夏まつりへの参加を支援(平成31年度は、25名の小学生と31名の中学生が自発的に参画)。
- 幼・小・中で取り組んでいる「我が家の約束づくり」を支援(平成30年度、77,863編の応募から田上の小学生が文部科学大臣賞を受賞)。
- 「町合同あいさつ運動」を支援。
- 「いじめ見逃しゼロスクール」に、保護者、町教委、町議会議員の方々も参加していただき、一緒に協議し合う場を設定。